

運委参第 79 号
平成 22 年 5 月 28 日

国土交通大臣
前原 誠司 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

居眠りによる船舶事故防止に関する意見について

運輸安全委員会は、事故調査等の結果に鑑み、居眠りによる船舶事故の発生を防止するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第 28 条に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

国土交通大臣は、以下の居眠りによる船舶事故（以下、「居眠り船舶事故」という。）の発生状況を踏まえ、総トン数 500 トン未満の内航船等を含め、居眠り防止装置の義務化等の居眠り防止のための施策を検討すべきである。

- ① 居眠り船舶事故は、船舶事故の約 10% を占め、乗揚においては約 23% を占めている。
- ② 居眠り船舶事故は、総トン数 500 トン未満の船舶が約 96% を占めている。
- ③ 居眠り船舶事故は、漁船が最も多く、次いで貨物船となっており、これらの船種が約 86% を占めている。
- ④ 居眠り船舶事故は、単独当直にて、自動操舵装置を使用し、いすに座った状況で多く発生している。

- ⑤ 居眠り船舶事故では、その発生要因として、疲労、寝不足、気の緩みや、わずかではあるが薬の服用、睡眠時無呼吸症候群等の疾患等が確認された。
- ⑥ 居眠り船舶事故の船舶には、居眠り防止装置を設置したものは少なく、設置されていた船舶でも電源を切っているものもあった。

なお、居眠り船舶事故の発生状況は、平成16年1月から平成22年3月までに公表された船舶事故調査報告書等による。